



# 月刊労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

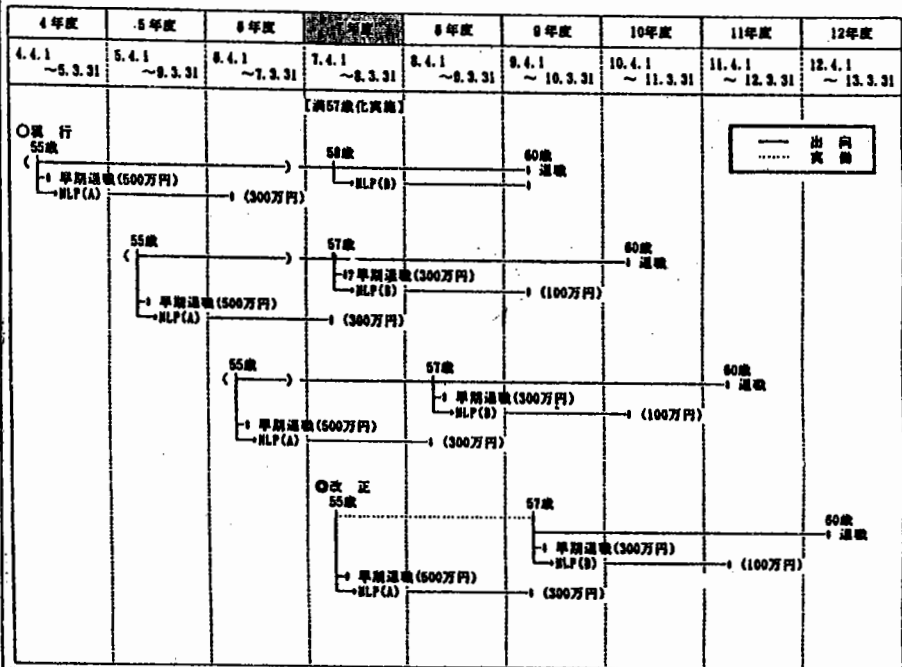
〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

95.3.10 No. 4156

原則出向見直しによる現改比較

| 項目                         | 現行   | 改正   |
|----------------------------|--|--|
| 原則出向                       | 制度<br>満55歳以上の者(医師除く。)は原則として関連会社等への出向とする。ポスト職(現業機関の長及び助役、非現業の係長以上)には、満55歳以上の者は原則として配置しない。   | 満57歳以上の者(医師除く。)は原則として関連会社等への出向とする。ポスト職(現業機関の長及び助役、非現業の係長以上)には、満57歳以上の者は原則として配置しない。   |
|                            | 経過措置   | 平成7年4月1日以降満55歳に達する者に適用する。ただし、平成7年3月31日までの間に満55歳に達する者については、「満57歳」と読み替えて適用する。平成7年4月1日時点、満55歳以上で出向休職中の者は原則として出向継続。  |
| ニューライフプラン休職B               | 制度<br>(開始日) 満58歳に達する日の属する月の翌月1日<br>(満了日) 定年に達する日の属する月の末日   | (開始日) 満57歳に達する日の属する月の翌月1日<br>(満了日) 満59歳に達する日の属する月の末日   |
|                            | 経過措置   | 平成7年4月1日以降満57歳に達する者に適用する。ただし、平成7年3月31日までの間に満57歳に達する者は、開始日を満58歳に達する日の属する月の翌月1日、満了日を定年に達する日の属する月の末日とする。  |
| 賃金                         | 制度<br>満55歳以上の基本給額の取扱い<br>満55歳に達する日の属する月の翌月1日以降の基本給額は、満55歳に達する日の属する月の末日の基本給額に78/100を乗じた額とする。  | 満55歳到達時の基本給の取扱い<br>満55歳に達する日の属する月の翌月1日以降の基本給額は、満55歳に達する日の属する月の末日の基本給額に80/100を乗じた額とする。<br>満57歳到達時の基本給の取扱い<br>満57歳に達する日の属する月の翌月1日以降の基本給額は、満57歳に達する日の属する月の末日の基本給額に78/80を乗じた額とする(1円未満切り捨て)。  |
|                            | 経過措置   | 満57歳到達時の基本給額の取扱いは、平成7年4月1日以降満57歳に達する者に適用する。平成7年4月1日現在満55歳又は満56歳の基本給額は、同日におけるその者の従前の基本給額に80/78を乗じた額とする(1円未満切り捨て)。   |
| 特別加算金                      | 制度<br>勤続25年以上の者のうち、その年齢が退職の日において、次の年齢に達する者に対し特別加算金を支給する。<br>(1) 年齢が満50歳の者について700万円<br>(2) 年齢が満55歳の者(満55歳に達する日から満55歳に達する日の属する月の末日までに退職した者)について500万円 | 勤続25年以上の者のうち、その年齢が退職の日において、次の年齢の者に対し特別加算金を支給する。<br>(1) 年齢が満50歳の者について700万円<br>(2) 年齢が満55歳の者(満55歳に達する日から満55歳に達する日の属する月の末日までに退職した者)について500万円<br>(3) 年齢が満57歳の者(満57歳に達する日から満57歳に達する日の属する月の末日までに退職した者)について300万円<br>ただし、ニューライフプラン休職からの退職者に対する特別加算金との併給はしない。 |
|                            | 経過措置   | 満57歳到達時の基本給額の取扱いは、平成7年4月1日以降満57歳に達する者に適用する。平成7年4月1日現在満55歳又は満56歳の基本給額は、同日におけるその者の従前の基本給額に80/78を乗じた額とする(1円未満切り捨て)。   |
| ニューライフプラン休職からの退職者に対する特別加算金 | 制度<br>ニューライフプラン休職を命ぜられた者が退職する場合、次の特別加算金を支給する。<br>Aコースの場合 300万円   | ニューライフプラン休職を命ぜられた者が退職する場合、次の特別加算金を支給する。<br>(1) Aコースの場合 300万円<br>(2) Bコースの場合 100万円  |

満55歳原則出向の見直しについて



JR東日本が、昨年一二月一  
九日提案してきた、「満五五才  
原則出向の見直しについて」は、  
日刊四一七号において速報し  
たとおりであるが、今号では、  
その意図するところを別表・図  
を参照しながら明らかにしてい  
きたいと考える。

## 狹される叩きだしの選択肢！

の早期退職勧奨、職場からの叩  
きだしであり、そのための選択  
肢の拡大に他ならない。  
高齢者は、①、五〇歳での特  
別加算金を選択しての退職、②、  
五五歳での特別加算金を選択し  
て退職、③、五五歳でニューラ  
イフプランAコースを選択して、  
五七歳においての退職、④、五  
七歳となつての特別加算金での  
退職、⑤、五七歳時でのニュー  
ライフプランBコースを選択し

て、「五九歳」での退職、(全  
て「六〇歳定年」に達しない)  
⑥、五七歳以上で出向に行くか  
というように首切り攻撃と満五  
〇歳に達した時から直撃される  
ことになる。  
今、満五七歳原則出向一  
攻撃とは、表面上は、満五七歳  
まで現職を継続できるとしなが  
ら、実際のところ、「過労死」、  
「突然死」が軒並み発生してい  
る現在の極限的労働強化の中で、

# 「JR東日本の満五七歳原則出向」 攻撃を断じて許すな！

とりわけ切り捨てられた高齢者  
対策、動乗勤改悪後の過重労働  
を強制されている運転士にとつ  
ては、「死への道程」か「退職  
への道か」を選択しろと言われ  
ているに等しい。  
賃金は、満五五歳から80/  
100に減額され、満五七歳か  
らは、さらに78/80へと減  
額される。要するに、満五五歳  
以降の高齢者は、同様に現職で  
ありながら賃金は減らされ、労  
働強化の嵐の中に身を置くこと  
になる。なんと悪辣な攻撃であ  
ろうか！



「六〇歳定年」前での退職強要  
ニューライフプランBコース！  
とりわけ今次案件で問題なの  
は、現行の「ニューライフプラ  
ンBコース」の改悪である。定  
年の六〇歳が休職満了日=退職  
でなく、「五九歳」で退職を強  
要される。「六〇歳定年制」な  
らぬ。  
「満五七歳原則出向」攻撃と  
は、出向先の確保さえまなら  
ない中、今後発生する膨大な五  
七歳到達者を想定して出されて  
きている。その意図は、高齢者  
の拡大であると断言出来る。  
真に、六〇歳定年まで働ける  
労働条件の獲得へ向け、闘いを  
強化しよう！